

第3次西宮市環境基本計画及び第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の中間改定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本市では、「西宮市環境基本条例」に基づき、平成31年3月に「第3次西宮市環境基本計画」を策定し、市民・事業者・行政の参画と協働により様々な環境施策を推進してきた。

また、地球温暖化対策においては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、温対法）に基づき、平成31年に「第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、市域における温室効果ガス削減に向けた取組みを進めてきたところである。

本市において、令和5年度は環境学習都市宣言から20年の節目の年となり、EWCを始めとしたこれまでの環境学習の取組みを振り返り、各世代に対応した新たな環境学習のしくみを検討する必要がある。また、温暖化対策に関しては、国において、2020年のカーボンニュートラル宣言以降、地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画を改定し、温室効果ガス削減目標を引き上げるなど脱炭素に向けた取組みが進められており、本市においてもこれらを踏まえた新たな温室効果ガスの削減目標などを検討する必要がある。

本業務は、上記の背景を踏まえ、両計画の整合性に配慮し、中間見直しを行うことを目的とする。

上記事業目的を達成するため、民間事業者の企画提案を募集し、豊富な経験や知識を有する受託候補者を選定するため、公募型プロポーザルを行うこととする。

2. 事業の概要

(1) 件名

「第3次西宮市環境基本計画及び第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の中間改定支援業務」公募型プロポーザル

(2) 主催者

西宮市 環境局 環境総括室 環境学習都市推進課

(3) 受託候補者選定方式

公募型のプロポーザル方式により企画提案書等を求め、応募者の資格要件及び評価基準を基に審査し業務受託候補者を決定する。

(4) 委託業務内容

別紙「第3次西宮市環境基本計画及び第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の中間改定支援業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(5) 委託上限額

金額 9,312,600 円(税込み)

(6) 契約期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

3. 応募者の資格要件

次の全ての項目に該当する事業者単体、または複数の事業者により構成される共同体の代表事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 令和 4 年度(2022 年度)西宮市指名競争入札参加資格者名簿に登載されている、または名簿に登載がない場合は、法人税(個人企業にあっては所得税)、消費税、地方消費税及び本市の市税(西宮市内に本店(本社)がある場合に限る)に未納がある者(地方税法第 15 条に基づき徴収の猶予を受けている者または国税通則法第 46 条に基づき納税の猶予を受けている者を除く)でないこと。
- (3) 参加申込書等の提出期限において、西宮市の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号及び同条第 6 号、西宮市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 25 年西宮市条例第 67 号)第 2 条第 1 号及び同条第 2 号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者でないこと。
- (7) 別紙の仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力及び適正な執行体制を有し、本市の指示に柔軟に対応できること。
- (8) 過去 5 年間(平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日)において、地方公共団体の計画改定(または策定)支援を受託した実績を有すること。
- (9) 複数の事業者により構成される共同体の代表事業者の場合は、全ての構成事業者が上記 3-(1)~(8)の要件すべてを満たしていること。

4. 選考スケジュール

(1) スケジュール

内 容	時 期
西宮市HPへの掲載により公募を開始	令和 5 年 2 月 10 日(金)
質問の受付	令和 5 年 2 月 10 日(金)~2 月 24 日(金)
質問の回答	令和 5 年 2 月 28 日(火)
参加申込書等の提出期限	令和 5 年 3 月 3 日(金) 必着
1 次審査(書類審査)	令和 5 年 3 月 6 日(月)
1 次審査の結果通知	令和 5 年 3 月 8 日(水) 予定
企画提案書等の提出期限	令和 5 年 3 月 22 日(水) 必着
2 次審査 (1 次入選者によるプレゼンテーション)	令和 5 年 3 月 27 日(月)
2 次審査の結果通知	令和 5 年 3 月 29 日(水) 予定
委託予定業者と随意契約	令和 5 年 4 月中旬 予定

(2) 参加申込書等の提出について

①提出期限

令和5年3月3日(金)17:30まで(必着)

②提出様式<参加申込書等>

様式番号	様式名	内容等	部数
第1号	参加申込書	様式のとおり。	正本1部 副本1部
第2号	会社概要書	様式のとおり。	
第3号	業務実績書	平成29年度から令和3年度までに地方公共団体から受託した同種業務実績を記入すること。	
第4号	業務主任技術者等 業務実績報告書	平成29年度から令和3年度までに地方公共団体から受託した同種業務実績を記入すること。	
第5号	業務実施体制 報告書	本業務の担当予定業務を踏まえて記入すること。	
第9号	共同企業体 結成届出書	共同企業体として参加する場合のみ提出すること。	
その他	納税証明書※	コピー可	

※納税証明書は、西宮市指名競争入札参加資格者名簿の業務分類委託に登載のない場合のみ必要。

③提出方法

郵送又は持参

※郵送は書留郵便等、記録が残る方法にて提出すること。

※持参の場合は土日祝日を除く9:00~17:30に限る。

(3) 企画提案書等の提出について

1次審査により選定された者は、以下の要領により企画提案書を作成し、提出すること。

①提出期限

令和5年3月22日(水)17:30まで(必着)

②提出様式<企画提案書等>

様式番号	様式名	内容等	部数
第6号	企画提案書	様式のとおり。	正本1部 副本7部 (※)
任意様式	提案書	下記「④提案内容」に沿って、企画提案をすること。 A4・20ページ以内(両面印刷10枚分)までとする。 (表紙は除く)	
任意様式	見積書	金額は、消費税及び地方消費税を除いた金額並びに税込価格を記載すること。また、積算根拠を具体的に示す内訳書を作成すること。	

(※) 正本を除く、副本7部には委託先候補を判別できるような名称、ロゴマーク等は使用しないでください。

③提出方法

郵送又は持参

※郵送は書留郵便等、記録が残る方法にて提出すること。

※持参の場合は土日祝日を除く9：00～17：30に限る。

④提案内容

仕様書の業務内容及び下記内容を踏まえること。

ア.業務遂行スケジュール及び業務遂行体制

イ.その他貴社独自の提案、工夫等

※仕様書の内容以上の業務項目等が盛り込まれている場合は、そのアピールポイントが容易に分かるように記載すること。

(3) 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、以下の要領で書類を提出すること。

ア. 受付期間

令和5年2月10日(金)から2月24日(金)17：30まで(必着)

イ. 提出方法

質問書(様式第7号)を電子メールにて提出

※電話、FAX、来庁による口頭等での質問は受け付けない。

ウ. 回答方法

令和5年2月28日(火)までに全ての質問及び回答を本市HPにて公開する。

5. 選考

(1) 選考方法

① 1次審査

「第3次西宮市環境基本計画及び第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の中間改定支援業務に係る候補者選定委員会（以下「委員会」という。）」において、「3. 応募者の資格要件」に定める応募資格を審査の上、「5. (4)評価基準」による審査を行った結果、原則上位5社を選定する。なお、参加資格を満たす応募者が5社以下の場合は、全ての有資格応募者を委託先候補者として選定する。

② 2次審査

1次審査により選定されたものに次応募者から提出された企画提案書等に基づいたプレゼンテーション及び質疑応答を行い、「5. (4)評価基準」による審査を行った結果、最高得点獲得者1者を選定する。

ア. プレゼンテーション実施日時(予定)

令和5年3月27日(月)

※時間は、1応募者につき約30分(プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度)

※具体的な時間、場所等については一次審査を通過した応募者に対して別途通知する。

イ. 出席者

業務責任者（業務従事者を監督する者）及び業務主任技術者（技術上の管理をつかさどる者）は必ず出席し、全5名以内とする。

※プレゼンテーションは必ず業務主任技術者（技術上の管理をつかさどる者）が行うこと。

※やむを得ない事情で配置を予定している業務責任者または業務主任技術者が出席できない場合は、事前に理由書を提出し本市の了解を得ること。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のために、WEB 会議（例：ZOOM）で行うことがある。

(2) 選考結果通知

選考結果は応募者全員に対して書面により通知する。また、受託候補者として決定した応募者及び次点とされた応募者については、その旨を付して通知する。なお、結果（評価、採点等）に関する異議は受け付けない。

(3) 不適格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①提出期限、提出先、提出方法に適合していない場合
- ②提出書類に虚偽の記載や重大な誤脱があった場合
- ③審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合
- ④提出された見積金額が委託上限金額を超える場合

(4) 評価基準

以下の評価基準に基づき審査を行うこととする。1次審査においては①の合計 20 点満点で審査し、2次審査では①②の合計 100 点満点で審査を行う。

		主な評価基準	配点
①	業務遂行能力 (組織)	同種の業務実績 業務遂行体制	20
	業務遂行能力 (業務主任技術者)	同種の業務実績	
②	企画提案能力	資料作成能力	70
		業務に対する意欲	
		業務に対する見識	
		提案内容の的確性	
	提案内容の実現性		
業務見積	見積り金額	10	
合計			100

(5) 契約の締結

- ア. 審査の結果、業務受託候補者として選定された事業者（共同体の場合は、代表事業者）と本市の双方協議のうえ最終の仕様を決定し、見積価格の範囲内で業務委託契約を締結するものとする。
- イ. 契約金額の 100 分の 5 以上を契約保証金として西宮市に納付するものとする。
- ウ. 選定は提案内容をそのまま承するものではなく、提案内容等について変更や修正を依頼する場合がある。※契約時には事業実施項目や見積額・支払方法等について受託候補者と

再度協議を行うこと。

- エ. (1)において選定された業務受託候補者と契約の合意に至らない、または参加資格に適合しなくなった場合については、次点提案者と契約交渉を行うものとする。

6. 注意事項

- (1)本プロポーザルに関して応募者が必要とした費用は、応募者の負担とする。また、前項の理由等により本業務が実施されなかった場合、作業等に要した費用についても同様に応募者の負担とする。
- (2) 契約にあたっては、本市が定めた契約書を使用する。本市 HP(<https://www.nishi.or.jp>)の「事業者向け情報> 入札・契約> 入札・契約に関する規則・要綱・基準等> 契約書(契約約款)・特約・誓約書> 業務委託契約書(契約約款) 特約含む」で事前に記載内容を確認しておくこと。
- (3)提出された書類等は返却しない。なお、委員会の判断により記載内容の確認のため補足資料の提出を求めることがある。
- (4)書類提出後の差替え及び追加等は認めない。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、委員会が承認した場合はこの限りではない。
- (5)提案は一応募者につき一提案とする。
- (6)配置予定の業務責任者及び業務主任技術者は、傷病、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、履行期間終了まで変更できないものとする。ただし、これら極めて特別な場合にやむを得ず配置技術者の変更を行う場合は、変更前と同等以上の技術者であるとの本市の了解を得なければならない。また、業務責任者と業務主任技術者の兼任は認めない。
- (7)提出された書類の著作権は応募者に帰属するが、情報公開請求があった場合は「西宮市情報公開条例」に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (8)参加申込書を提出後、参加を辞退する場合は、速やかに辞退届(様式第8号)を提出すること。
- (9)本業務は、令和5年度当初予算が議会で可決され、予算措置がなされた場合に行う。このプロポーザルは、本業務の受託候補者の選定を行うためのものであり、選定後、予算措置がなされた令和5年4月以降に別途受託者と契約を締結する。

7. 問い合わせ・提出先

西宮市 環境局 環境総括室
環境学習都市推進課 施策推進チーム
〒662-8567 西宮市六湛寺町 10-3
※執務時間：平日 9 時～17 時半
電話番号：0798-35-3479
MAIL : kangaku@nishi.or.jp